裁　決　書

審査請求人
住所 [redacted]
氏名 [redacted]

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成24年11月５日付けで提起のあった、[redacted]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき平成24年11月２日付けで行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

第１　審査請求の趣旨および理由

１　審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

２　審査請求の理由

本件審査請求の理由は、要約すれば概ね次のとおりであると解される。

(1) 一度目の保護停止処分（平成24年９月28日付け[redacted]第1508号）は弁明の機会を与えていなかったという理由で取り消し、本件処分は２日後の弁明の機会に出席しなければ弁明が無いものとして処理すると強制のうえ形式のみ与えており、一方的な二重の保護停止処分である。

(2) [redacted]障害、[redacted]障害および保育園児のいる[redacted]家庭にプレッシャーをかけて精神状態を悪化させ、自立を阻害する文書指示は矛盾している。

(3) 障害者など就職困難者は出来る範囲での就職活動をすれば良く、ハローワークでの面接等文書指示にある程度従っているにもかかわらず、指導指示は数万円の収入ではダメと言われ、稼働制限のある審査請求人には達成不可能な一方的な強制処分である。

第２　認定事実および判断

１　認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および処分庁から提出のあった関係資料によれば、次の事実が認められる。

(1) 平成21年９月14日　審査請求人は、内縁の妻および子とともに保護が開始される。

(2) 平成22年８月23日　審査請求人は、[redacted]のタクシー運転手として就労を開始する。

(3) 平成22年12月 8日　処分庁は、内縁の妻は同居の実態がなく、審査請求人の世帯から転出したものと判断する。

(4) 平成23年１月21日　審査請求人は、[redacted]を退社する。

(5) 平成23年５月１日　審査請求人は、[redacted]病院の医療事務職（１日４時間の短時間就労）として就労を開始する。

(6) 平成23年10月14日　審査請求人が設立に携わった[redacted]法人[redacted]（以下「[redacted]法人」という。）が法人認証される。審査請求人は[redacted]法人の理事であり実質的な管理者となる。

(7) 平成23年11月28日　審査請求人は、自らは[redacted]法人の運転手・ヘルパーとして約14万円の給与の予定であると処分庁に説明する。

(8) 平成23年12月 6日　処分庁は、[redacted]病院から審査請求人の医療要否意見書を受理する。

傷病名　：左変形性膝関節症、右変形性膝関節症

稼働状況：普通就労が可

(9) 平成23年12月28日　[redacted]法人が介護保険法による居宅介護サービス事業所の指定を受ける。

(10) 平成24年１月25日　[redacted]法人が道路運送法による福祉有償運送の登録を受ける。

(11) 平成24年２月３日　審査請求人は、[redacted]病院を退職する。

(12) 平成24年４月６日　審査請求人は３月分の収入はないと申告したため、処分庁はこのまま無収入が継続すれば転職指導すると伝えたところ、審査請求人は「５月か６月には収入申告できると思う。」と説明する。

(13) 平成24年５月１日　処分庁は、審査請求人の無収入が続いているため、転職により収入を得るよう口頭により指導（以下「口頭指導」という）する。

(14) 平成24年５月２日　審査請求人は４月分の収入はないと申告。その際、「来月か再来月には[redacted]法人からの収入が出ると思う。」と説明する。

(15) 平成24年６月７日　審査請求人は５月分の収入はないと申告。その際、「６月稼働分から報酬が出そう。」と説明する。

(16) 同日　処分庁は、[redacted]法人の理事長に電話したところ、「利益はほとんどない。パート職員等に給与を優先して払うため、理事以上は全員が無報酬。いつ頃から報酬が支払えるかは不明。」との回答を得る。

(17) 平成24年７月10日　審査請求人が６月分の収入はないと申告。処分庁は無収入が続き稼働能力の不活用とみなし、[redacted]役所内の「[redacted]」にて求職活動を行うよう口頭指導する。

(18) 平成24年８月３日　審査請求人が７月分の収入はないと申告。処分庁は、法第27条に基づく文書指示（平成24年７月25日付け[redacted]第1077号。以下「文書指示」という。）を行う。

指示事項（要約）

[redacted]法人に従事するのであれば速やかに報酬を受け取ること。それが実現できないのであれば以下の指示に従って転職に向けた就労活動を行うこと。

１．最低一週間に１回は来庁し求職活動を報告すること。

２．求職活動状況申告書には公共職業安定所等の確認印をも

らい、毎月提出すること。

３．当事務所が指定した日は必ず来庁すること。

(19) 平成24年９月５日　審査請求人が同年８月分の収入はないと申告。また、転職に向けた求職活動状況申告書の提出も行われなかった。

(20) 平成24年９月11日　処分庁は所内ケース検討会議を開催し、審査請求人は[redacted]法人からの報酬が得られず求職活動も行っていないことから、文書指示を履行していないものとして10月１日から保護を停止する方針を決定する。

(21) 平成24年９月28日　処分庁は改めて審査請求人に対して求職活動状況申告書を提出すること、および[redacted]を利用するよう助言する。

(22) 同日　審査請求人は、９月分求職活動状況申告書を提出する。

申告内容

・9月22日 [redacted]

・9月28日 [redacted]公共職業安定所

(23) 同日　処分庁は、審査請求人の保護停止処分（平成24年９月28日付け[redacted]第1508号。保護停止は同年10月１日から）を行う。

(24) 平成24年10月 1日　審査請求人が[redacted]公共職業安定所にて求職相談を行ったところ、担当職員から診断書を提出するように言われる。

(25) 平成24年10月12日　処分庁は前記(22)で申告された求職活動の内容を審査請求人から聞き取ったうえで次のことを確認する。

・[redacted]は、電話にて問い合わせたところ、自らが希望する雇用条件に合わず断られた。

・[redacted]公共職業安定所は、求人検索するも応募できるものはなかった。

(26) 平成24年10月17日　審査請求人は、10月分求職活動状況申告書を処分庁に提示し、処分庁は内容を聞き取ったうえで次のことを確認する。

申告および確認内容

・10月 1日 [redacted]公共職業安定所

自らの[redacted]疾患の状態を説明したところ、診断書を提出するよう言われ、診断書の内容を確認してから求人検索しようと助言された。

・10月16日 [redacted]

電話にて問い合わせたところ、自らが希望する雇用条件に合わず断られた。

(27) 平成24年10月29日　処分庁は、審査請求人に弁明の機会（以下「聴聞会」という。）を与えていなかったとの理由により前記(23)の保護停止処分を取り消す。（平成24年10月29日付け湖福社第1584号）

(28) 平成24年10月30日　審査請求人は[redacted]の主治医が作成した診断書を処分庁に提出し、普通就労は厳しい旨を申告する。

(29) 平成24年10月30日　処分庁は、[redacted]の主治医と面談し、審査請求人の病状およ

び稼働能力について次のことを確認する。

・[redacted]は、２年程前から激しくなっている。

・通常は月１回受診のところ、10月以降は毎週受診しており、不安定であれば通常の３倍の投薬をしている。

・主治医は薬の副作用で眠たくなることがあるとは伝えているが、車の運転をしてはいけないとまでは言っていない。

・就労に関しては、審査請求人の病状を理解し、それに応じた就労体制を組むなど融通のきく職場に限定される。

(30) 同日　処分庁は、[redacted]に電話による問い合わせを行い、審査請求人の求職活動の内容を確認する。

(31) 同日　処分庁は審査請求人宅を訪問し、文書指示に従っているとは判断できない旨を伝え、聴聞会を開催する旨の通知書を交付する。

(32) 平成24年11月１日　審査請求人の出席のもと、本件処分に係る聴聞会が実施される。

(33) 平成24年11月２日　処分庁は、本件処分を行う。

２　判断

法は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること（法第４条第１項）と規定し、稼働能力を有する場合には、それを最低限度の生活の維持のために活用することを保護の要件としている。

また、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めること（法第60条）と規定し、被保護者に対して生活上の義務を課している。

そして、実施機関は被保護者がこれらの要件等を満たしていない場合などにおいては、「被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」（法第27条第１項）、「被保護者は、（略）保護の実施機関が必要な指導指示をしたときは、これに従わなければならない」（法第62条第１項）と規定して、被保護者に対して指導指示に従う義務を課し、そのうえで、被保護者がこの義務に違反したときは、「保護の変更、停止又は廃止をすることができる」（同条第３項）と規定している。

次に、法の要件とする稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年４月１日厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第４－１）とされている。

本件処分は、審査請求人は現に[redacted]法人に勤務しているにもかかわらず、[redacted]法人から報酬を得ていないため、処分庁が転職等による稼働能力の活用について指導または指示（以下「本件指導指示」という。）をし、審査請求人が本件指導指示を履行していないことを前提として行われた不利益処分であるから、本件処分が有効に成立するためには、本件指導指示の内容が合理的であること、および審査請求人がこれらを履行しなかったこ

とが認められるかどうかが争点となることから、以上を踏まえてこれらを検討する。

(1) 審査請求人の稼働能力について

はじめに、処分庁が口頭指導を開始した時点（認定事実(13)）における審査請求人の稼働能力については、審査請求人は現に就労していたことから、一定の稼働能力はあったことは明らかである。

しかし、元内縁の妻が転出してからは（認定事実(3)）、ひとり親家庭となり学齢期前の子の養育があるため、就労時間において制限があったものと思われる。

さらに、審査請求人は[redacted]障害（[redacted]手帳３級）および[redacted]障害[redacted]手帳２級）を有しており、[redacted]の障害に対する医学面からの評価は認定事実(8)のとおりであるが、[redacted]に対する医学面からの評価は、処分庁が検診命令または医療要否意見書等により具体的な病状および稼働能力を確認したとの事実はない。

これらの事実からは、審査請求人は限定的ではあるものの軽作業程度に従事可能な稼働能力があったと判断され、この点については双方に異論はない。

そして、保護の実施機関が被保護者に対して指導または指示を行うことが必要と判断される場合の一つとして、現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき（同通知第11－２－(1)－ウ）とされていることから、処分庁はこの規定により口頭指導を開始したものと認められる。

(2) 本件指導指示の経過について

その後、処分庁は審査請求人の有する障害等を考慮したうえで、障害者やひとり親など就労困難者に対する求職相談・就労支援を専門的に行う「[redacted]」の利用を繰り返し助言したうえで、審査請求人から提示された求職活動状況届の内容を聞き取ることにより、求職活動の状況を具体的に把握していたことが認められるが、これに対し審査請求人は、「指導指示はプレッシャーをかけて病状を悪化させている」（審査請求の理由(2)）と主張する。

審査請求人の病状の申告にかかる経過を見ると、処分庁が口頭指示を開始した当初は病状に関する特段の申告はないが、[redacted]公共職業安定所にて自らの[redacted]の病状を申告しており、そのため同所の担当職員は診断書を提出するよう助言している（認定事実(24)）。

さらに、処分庁に対しても自らの病状により「就労できる状態と思えない」と申告（認定事実(26)）したうえで、審査請求人は自ら取り寄せた主治医の診断書を処分庁に提出している（認定事実(28)）。

そこで、この病状の申告と求職活動の関係を検討すると、処分庁の提出した関係資料によれば、審査請求人は、[redacted]公共職業安定所等において自らの病状等を訴える一方で、短時間労働ではなくフルタイムの一般就労について相談しており、明らかに矛盾している。

その理由は、審査請求人が主張する「数万円の収入ではダメと言われ・・・」（審査請求の理由(3)）と口頭指導されたことにあるものと推測されるが、この点についても処分庁の提出した関係資料を確認するところ、処分庁はあくまでも一貫して能力や家庭環境に応じた稼働を求めているにすぎず、この点についての審査請求人の主張を認めることはで

きない。

そうなると、求職活動の内容は事実でない事や矛盾を含み、審査請求人は真摯な求職活動を故意に忌避しているとの疑念は拭えない。

一方、審査請求人の病状について、処分庁が確認した内容は認定事実(29)のとおりであり、主治医は、①２年程前から病状は激しくなっている、②平成24年10月以降は受診回数が増え[redacted]な際は投薬量を増やしている、③稼働能力は極めて限定的である、と説明している。

この主治医の説明からは、本件指導指示と審査請求人の病状の悪化との因果関係の有無までは断定できないものの、客観的な事実としては、病状の悪化があったと認められる。

法に基づく指導指示を行うにあたっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに、本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮すること（局長通知第11―２－(3)）とされていることから、本件においても、あらかじめ、病状等を適切に確認したうえで、その後病状の悪化等が認められる場合は、例えば指導指示を一時中断し、まずは病状安定を優先させるなどを検討する余地はあったものと判断される。

しかし、前記(1)のとおり、処分庁は口頭指導を開始する当初から審査請求人の[redacted]に係る医学面からの評価を適切に把握していた事実はなく、本件処分の直前になってようやく主治医から確認し、また、その３日後に本件処分を行っている。

処分庁が本件処分に至るうえで、主治医から確認した前記①、②および③の点について、どのように評価または検討したかについては、処分庁の提出した関係資料に記載はなく、また、審査請求人の病状の悪化の主張に対して、処分庁は何ら弁明していない。

したがって、処分庁は、審査請求人の病状や極めて限定的な稼働能力を適切に把握し、およびこれらを組織的に十分に検討したうえで本件指導指示を行ったとは言い難く、そうなると、合理性を欠いた本件指導指示に従わなかったことを理由として行われた本件処分についても、不当な処分であると判断する。

以上のとおり、その余の点を検討するまでもなく、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第３項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 ２５年　４月 １２日

審査庁　滋賀県知事　嘉 田　由 紀 子